

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報


 バックナンバー
 はこちらから 

テーマ：売上高 100 億円を目指す企業への支援

売上高 100 億円を目指す企業については高いレベルでの外需獲得等に貢献するとして、税制優遇や補助金による支援が行われています。

経営力向上計画による税制優遇(経営規模拡大設備：E 類型)

中小企業経営強化税制について、2025 年度税制改正により適用期間が 2027 年 3 月まで延長されました。延長に伴い、100 億円を目指す企業による設備投資に対する支援措置(E 類型)が拡充されました。

1. 中小企業経営強化税制の概要

概要	事業分野ごとの主務大臣から受ける経営力向上計画の認定に基づき、中小企業等が取得する一定の設備(A,B,D,E 類型の 4 類型)について、税制優遇を受けられる。	
類型	A 類型：生産性向上設備	B 類型：収益力強化設備
	D 類型：経営資源集約化設備	E 類型：経営規模拡大設備
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等(資本金の額が 1 億円以下の法人等)	
税制優遇	即時償却又は税額控除(取得価額の 7%又は 10%) ※ E 類型の建物及び附属設備は特別償却(取得価額の 15%)又は税額控除(取得価額の 1%) 前年度比の賃上げ増加率に応じて償却率・控除率の増加あり	

2. 経営規模拡大設備(E 類型)の認定要件と対象資産

認定要件	対象資産
<ul style="list-style-type: none"> 設備投資による投資利益率(※)が年平均 7%以上 ※「営業利益+減価償却費」の増加額÷設備投資額 売上高 100 億円超を目指すロードマップの作成 売上高成長率年平均 10%以上を目指すこと 「100 億宣言(注)」を行っていること 等 	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置(160 万円以上) 工具、器具備品(30 万円以上) ソフトウェア(70 万円以上) 建物及びその附属設備(1,000 万円以上)

(注)「売上高 100 億円」という目標を設定し、その実現に向けた取組みを行う宣言を、中小企業庁が運営する「100 億企業成長ポータル」(<https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>, 2025 年 8 月 1 日取得)にて行うこと。前年度売上高 10 億円以上 90 億円未満の企業が登録可能。

積極的な投資を行う企業に対する補助金

補助金名	要件	補助上限額(率)	運営
中小企業成長加速化補助金	<ul style="list-style-type: none"> 「100 億宣言」を行う投資額 1 億円以上の中小企業 賃上げ要件を満たす 5 年程度の事業計画の策定等 	最大 5 億円 (補助率 1/2)	中小企業庁
中堅・中小成長投資補助金	<ul style="list-style-type: none"> 投資額 10 億円以上の中堅・中小企業 一定の賃上げ要件を満たすこと 等 	最大 50 億円 (補助率 1/3)	経済産業省

お見逃しなく！

E 類型は、建物及びその附属設備が税制優遇の対象資産となっています。ただし、建物のみを取得した場合は対象とならず、対象となるためには生産性向上に資する設備(機械装置、器具備品等)の導入と併せて新增設される場合に限られます。